

# 社会福祉型テレワーク推進事業 【今後の協議体】について

立科町企画課地域振興係



# 事業のビジョン

## 社会福祉型テレワーク<sup>※</sup>の推進と発展

※社会福祉型テレワーク：働くことに様々な事情がある多様な住民が、町のあらゆる場所でテレワークを活用して仕事を通じた社会参加を果たす仕組み

新しい働き方を通じた社会参加と交流が町のあらゆる場所で生まれ、  
地域住民が自分らしく活躍できる就労環境を創出する。



### 住民ワーカーによる BPO案件受託事業

住民の募集

育成・研修

営業活動

業務受注

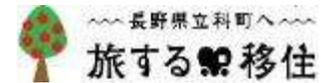
実施・納品

シナジーの発生

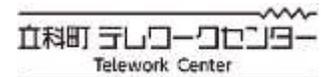
フィールド >  
地域課題 >  
人材提供 >

< 実証実験  
< 事業協力  
< 業務発注

関係性の構築



移住の総合支援



貸SOの設置運営



テレワーク移住の  
おためし支援



新しい働き方  
実践者・企業の誘致

### 雇用創出型テレワーク

どんな住民も町内で柔軟に働くことを応援

### 企業進出型テレワーク

都会で働く方々が立科町で働くことを応援

# 雇用創出型テレワークの主な取組内容

2017 ————— 2018 ————— 2019 ————— 2020 ————— 2021 ————— 2022 ————— 2023

(地方創生推進交付金：第1期)  
(総務省：ふるテレ推進事業)

(地方創生推進交付金：第2期)

(デジ田交付金：広域連携)

以降の協議体が必要

R6.3.31まで

テレワーク推進会議  
設立 (H29.5)

推進コンソーシアム  
設立 (H30.9)



数名のメンバーで  
模擬業務開始  
ビジョン策定



スキル研修を開始  
塩尻市振興公社から  
業務受注開始



テレワークセンター稼働  
業務受注が本格稼働  
サテライトオフィス設置  
→(株)アシストビジョン  
(蓼科高校卒業生採用)



営業チーム発足  
・新規顧客の開拓  
・主催セミナー開催  
・広報ツール作成  
Webサイト運用開始



阿部 長野県知事視察  
スタイルブック創刊  
ディレクター増員



広域連携会議開始  
(塩尻市、大町市、  
安曇野市、立科町、  
新潟県糸魚川市)  
総務省信越総合通信局  
局長表彰受賞



総務省「テレワークを活用  
した地域課題解決事例の創  
出に関する実証事業」採択  
(塩尻市、糸魚川市、立科  
町)



ママのための  
新しい働き方セミナー



地方が生き残るための  
テレワークセミナー



人口7,000人の町が  
本気で取り組む働き方改革



# 立科町テレワーク推進事業協議体の推移

## 【H29.5~】○立科町テレワーク推進会議 開催要領

### 1 目的

(略) 当町では「まち・ひと・しごと総合戦略」においてテレワークの推進を重要施策と位置づけたところであり、Uターンを含む当町への移住が可能になる職場環境を整え、課題である**人口減少及び介護問題を解決することを目的にテレワークの推進を図る**にあたり、**本会議において事業の進捗管理及び助言を行う**こととする。

### 2 検討課題

- (1) 当町におけるテレワーク事業についての検討及び助言
- (2) 当町におけるテレワークの推進に関する方針の策定及び見直し
- (3) テレワーク実施企業（おためしたてしなテレワーク事業による実施を含む）の事業支援
- (4) その他

### 【経緯】

- ・事業の開始にあたり、有識者や先進自治体の方々から助言をもらうために設置
- ・先進自治体からの紹介や地方創生人材派遣制度（内閣府）で調整中の方等で構成
- ・要領の内容は、当初の事業推進の際に項目出しをしたものであり現状と異なる

## 【H30.9~】○立科町テレワーク推進コンソーシアム 協定書

### (目的)

第1条 総務省の平成30年度予算ふるさとテレワーク推進事業に提案した【立科町社会福祉型テレワーク拠点整備事業】を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (推進会議)

第7条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって推進会議を設け、本事業の運営にあたるものとする。

2 推進会議は、構成員全員の同意をもって、その決定とする。

### (終了)

第16条 本協定は、全構成員が押印を完了した日（平成30年9月28日）に発効し、平成36年3月31日（令和6年3月31日）まで有効とする。

### 【経緯】

- ・総務省事業の採択条件であったため、コンソーシアム設立
  - ・既に設置済みだった当町の「立科町テレワーク推進会議」メンバーを移行する形でコンソーシアムを設立
  - ・以降、このコンソーシアム協定書に基づいて、連携関係を構築
- ※代表者の押印があり、構成員の役割と責任が明記されている（次頁）**

## 新設

## 【R6~】○立科町テレワーク推進会議 会議規則 （附属機関設置条例及び会議規則で新たに定める）

### (目的)

第2条 推進会議は、テレワークによる雇用創出や企業誘致に関する取組みの推進するために**必要な事項を協議、検討すること**を目的とする。

### (議事内容)

第3条 推進会議は、以下の事項について協議、検討を行う

- (1) テレワークによる住民の雇用創出に関すること
- (2) テレワークを活用した企業誘致に関すること
- (3) その他、取組みの推進に関し推進会議が必要と認めること

**※構成員に「活動」や「負担」を求めるものではない「協議体」である**

## 立科町テレワーク推進コンソーシアム協定書に記載された分担される責任と役割（参考）

構成員	分担される役割と責任
立科町	本事業を推進する主体であり、事業を統括するため、本事業に関するすべての責任を負う。
立科町商工会	町内企業からの業務受注を取りまとめる役割を負い、その部分について責任を負う。
立科町社会福祉協議会	障がい者テレワークの推進に関して調整を行い、ワーカー支援を行う役割を負い、その部分について責任を負う。
ネットワンシステムズ株式会社	本事業を推進するためのネットワークの構築とノウハウを提供する役割を負い、その部分について責任を負う。
沖電気工業株式会社	本事業を推進するためのノウハウを提供する役割を負い、その部分について責任を負う。
株式会社 沖ワークウェル	障がい者テレワークの推進に関して、ノウハウの提供とワーカー支援を行う役割を負い、その部分について責任を負う。
一般社団法人 新経済連盟	連名加盟企業への周知及び加盟企業のテレワークに関する状況の情報提供を行う役割を負い、その部分について責任を負う。
株式会社 FM.Bee	テレワークの先駆企業として、ノウハウの提供とアドバイスをする役割を負い、その部分について責任を負う。
株式会社 TOSYS	雇用創出型のワーカー研修とワーカーマネジメントシステムの構築について担当し、その部分について責任を負う。
株式会社 フィールドデザイン	雇用創出型のワーカー研修を担当し、その部分について責任を負う。
長野県	情報提供と他自治体との連携について担当し、その部分について責任を負う。
株式会社 アシストビジョン	テレワーカーの派遣と、拠点施設での業務実施試行について担当し、その部分について責任を負う。
合同会社 オールスプラウツ	テレワーカーの派遣と、拠点施設での業務実施試行について担当し、その部分について責任を負う。
一般財団法人 塩尻市振興公社	テレワークの先駆自治体としてノウハウの提供を行い、自治体間連携の推進について担当し、その部分について責任を負う。

# 新設する立科町テレワーク推進会議の構成員について（案）

【H30.9~】

## ○立科町テレワーク推進コンソーシアム

構成員	
1	立科町
2	立科町商工会
3	立科町社会福祉協議会
4	ネットワンシステムズ株式会社
5	沖電気工業株式会社
6	株式会社沖ワークウェル
7	一般社団法人新経済連盟
8	株式会社FM.Bee
9	株式会社TOSYS
10	株式会社フィールドデザイン
11	長野県
12	株式会社アシストビジョン
13	合同会社オールスプラウツ
14	一般財団法人塩尻市振興公社



【R6~】

## ○（新）立科町テレワーク推進会議

構成員	
1	有識者 総務省地域情報化アドバイザー (学識経験者・実務経験者)
2	
3	関係団体 立科町商工会
4	(一社)信州たてしな観光協会
5	立科町社会福祉協議会
6	(一財)塩尻市振興公社
7	関係自治体 長野県
8	長野県佐久地域振興局
9	町議会 議長
10	総務経済常任委員会 委員長

### オブザーバー

1	行政機関
2	団体
3	住民ワーカー
4	企業等

※オブザーバー候補：総務省信越総合通信局情報通信振興課、(一財)全国地域情報化推進協会など

※他、議事内容に応じてオブザーバー参加あり

(委員)

第4条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、**町長が委嘱する。**

- (1) 前条に掲げた役割を担うことができる有識者、関係自治体職員、関係団体職員、地域住民
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

# (新) テレワーク推進会議設置スケジュール

3月

4月

5月

6月

7月

推進会議の開催

【3月19日】  
テレワーク推進会議開催

立科町テレワーク  
推進コンソーシアム

コンソーシアム終了にご同意

【3月31日】  
終了

立科町附属機関設置条例  
及び会議規則(新規)に基づく  
テレワーク推進会議

設置案にご同意

【4月20日頃】  
法規審査委員会へ  
規則案・条例案を提出

【5月初旬】  
法規審査委員会  
規則案・条例案を審査

【6月中旬】  
町議会定例会で承認

【7月初旬】  
規則・条例の施行

※立科町独自の協議体

【新】立科町テレワーク推進会議規則

【改】立科町附属機関設置条例

【改】特別職の職員で非常勤の者の  
報酬及び費用弁償に関する条例

(庶務係で提出)

広域連携・官民連携  
コンソーシアム (仮)

【4月1日】  
交付金採択決定

コンソーシアム内容の  
検討・調整

【6月末】  
コンソーシアムの設立

※デジタル田園都市国家構想  
交付金事業計画に係るもの

# 案

## ○立科町テレワーク推進会議規則

令和6年 月 日

規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、立科町附属機関設置条例（令和3年立科町条例第1号）第5条の規定に基づき、立科町テレワーク推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進会議は、テレワークによる雇用創出や企業誘致に関する取組みの推進するために必要な事項を協議、検討することを目的とする。

(議事内容)

第3条 推進会議は、以下の事項について協議、検討を行う。

- (1) テレワークによる住民の雇用創出に関する事
- (2) テレワークを活用した企業誘致に関する事
- (3) その他、取組みの推進に関し推進会議が必要と認める事

(委員)

第4条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 前条に掲げた役割を担うことができる有識者、関係自治体職員、関係団体職員、地域住民
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議の事務を総括し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員の出席が困難な場合は、代理の出席を認めることができる。

(部会)

第7条 推進会議の目的を達成する上で必要な事項を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、検討するテーマに応じて、別表に掲げる者のほか、関係団体や有識者の中から会長が指名する。

(個人情報保護)

第8条 委員及び会議に出席を求められた者は、職務上又は会議を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年 月 日から施行する。